

診断書を作成された先生へ

仙台家庭裁判所

成年後見用診断書を作成していただきましてありがとうございました。

この診断書の「3 判断能力判定についての意見」欄の1番目の欄「自己の財産を管理・処分することができない。」と、2番目の欄「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。」のいずれかにチェックされた場合は、診断書の記載内容に応じて審理のために鑑定をしていただくことがあります。

そこでお尋ねいたします。該当する□にチェックをお願いします。

- 1 この診断書に記載されている本人について、家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。
- 鑑定を担当できないが、下記の医師を紹介できる。
- 氏 名 _____
所属病院 _____
連絡先 住 所 _____
電話番号 _____

(鑑定を担当していただける場合に御回答ください。)

- 2 鑑定費用(検査料・諸経費等を含む)について
- 1万円 3万円 5万円 で引き受ける。
- _____万円で引き受ける。
- (多くの事例で5万円を超える場合でも10万円に収まる費用で引き受けていただいております。)**
- 3 鑑定期間は約 2週間 3週間 4週間 _____週間 必要である。
- (多くの事例で1か月以内に鑑定書を提出いただいております。)**
- 4 鑑定料の振込先
- 鑑定医個人の口座
- その他
- 5 「鑑定書作成の手引」(最高裁判所作成のもの)の送付について
- 送付を希望する
- 送付を希望しない

なお、正式な鑑定依頼は文書で送付いたします。送付先は、原則として診断書記載の病院になりますが、自宅などへの送付を希望される場合には次に御記入ください。

希望する送付先 _____

御協力ありがとうございました。

※診断書とこの書面は作成を依頼した方へお渡しください。